

* 処理事項	通知書番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
				40123456	
受付印	令和 3年 8月 31日		発信年月日	申告年月日	
	豊橋市長様		通信日付印	確認	
所在地	豊橋市今橋町1番地		この申告の基礎		
(豊橋市が支店等の場合は本店所在地と併記)	(電話 0532-51-2195)		1. 法人税の平成 の修正申告の提出による 2. 平成 年 月 日法人税の 更正、決定、再更正による		
(ふりがな)	ていしーえいち		従前の事業種目	はかり製造業	
解散法人名	(株)TCH		資本金の額	兆 十億 百万 千 円	
			又は出資金の額	100000000	
(ふりがな)	とよはし たらう		資本金等の額	100000000	
清算人名氏	豊橋 太郎		経理責任者名氏	豊橋 花子	

平成 19年 11月 15日 から平成 20年 11月 14日 までの事業年度分の市民税の 清算事業年度予納 申告書 ※

摘要	課税標準	法人税割額	
		税率	税額
(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	① 51355		
法人税法第68条(同法第144条を含む。)の規定による所得税額の控除額	②		
法人税法第69条の規定による外国法人税の額の控除額	③		
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	④		
還付法人税額等の額の控除額	⑤		
課税標準となる法人税額及びその法人税割額 ①+②+③+④-⑤	⑥ 51000	12.3 100	6273
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額 (⑥ × ⑦)	⑦ 000		
外国の法人税等の額の控除額	⑧		
差引法人税割額 ⑥-⑧又は⑦-⑧	⑨		6200
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑩		00
当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額	⑪ 000		00
この申告により納付すべき法人税割額 ⑨-⑩-⑪	⑫		6200
均等割額	⑬	12	月
算定期間中において事務所等を有していた月数	⑭ 50,000円 × 12/12		50000
既に納付の確定した均等割額	⑮		00
この申告により納付すべき均等割額 ⑭-⑮	⑯		50000
この申告により納付べき市民税額 ⑫+⑯	⑰		56200

名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	分割基準	
		当該法人の全従業員数 左のうち豊橋市分 の従業員数	豊橋市分の均等割 の税率用いる従業員 数
			3
合計		⑱	⑳ 3

指定都市に申告する場合の⑳の計算	区分名	月数	従業員数 人	均等割額 円	当期において残余財産の一部の分配又は引渡しをした日	年月日
00						
00						
00						青色・その他
00						
00						
00						

関与税理士 (電話 )